

未手続事業一掃対策フロー図

全国労働保険事務組合連合会 愛知支部
(労働保険未手続事業一掃業務受託事業者)

愛知労働局

- 厚生年金に新たに加えることとなった事業情報 (厚生年金抽出リスト)
- 社保抽出データ、法務省抽出データ、社保及び法務省突合抽出データ (本省送付リスト)
- 地方公共団体等からの新規許認可業者に係る情報 (許可部局通報リスト)

未手続事業
の情報収集

情報提供(随時)

本省等から提供

未手続事業の把握

労働局内の他部署からの情報提供
(各種指導、相談、助成金に係る指導監督業務等)

他省庁、都道府県からの情報提供
(中部地方整備局からの情報提供)

局独自に収集した情報
(署・所から連絡票による情報提供等)

支部収集+局からの情報

未手続事業場名簿作成

協議会の開催

受託事業者担当分

局担当分

- ・ 2回を目処に開催
- ・ 役割分担の決定
- ・ 年間の目標件数の決定
- ・ 加入勧奨活動に係る意見交換

加入勧奨活動

- ・ 勧奨計画に基づき、労働保険未手続事業一掃推進員が実施

手続指導

- ・ 手続勧奨文書の送付及び電話勧奨
 - ・ 出頭要請
 - ・ 個別訪問
- ※ 主任労災・労働保険専門員が中心となり実施

不成立の場合

- ・ 局への移管(困難事案)
- or
- ・ 次年度へ繰越

成立した場合

自主成立手続へ

不成立の場合

職権成立対象事業台帳の作成

成立した場合

事前調査

- ・ 事業の規模、業種、他の未手続事業に対する効果等を勘案の上、優先順位をつけて実施
- ・ 保険料算定に必要な支払賃金額、労働者数等の情報を把握するため、事業場へ立入調査の実施
- ・ 調査後においても、自主的な成立手続を行うよう促す
- ・ 応じない場合は、職権により成立手続を取る旨告知

事業主が協力せず、自主成立の見込みがない場合

成立した場合

不成立の場合

職権成立手続及び認定決定

- ・ 労働保険料算定基礎調査の実施
 - ・ 認定決定の実施
 - ・ 最大3保険年度前まで遡りして保険料を徴収
 - ・ 追徴金の徴収
- ※ 立入拒否などにより保険料算定のための資料が確認できない場合は、毎月勤労統計調査等による算定も検討

自主成立

他の行政機関等との連

- ・ 年金事務所、地方運輸局、建設担当部局、地方公共団体等への加入状況確認、情報提供及び労働保険の周知協力依頼